

三次市公告第103号

事後審査型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月14日

三次市長 福岡 誠志

1 入札に付する事項	
(案件64)	
(1) 設計番号	設計第56号
(2) 工事名	市道十日市276号線 道路改良工事(橋梁上部工)
(3) 施工場所	三次市十日市南6丁目 地内
(4) 完成工期	契約日から令和8年2月27日まで
(5) 工事内容	市道道路改良工(橋梁上部工)N=1.0式
(6) 予定価格	107,222,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
(7) 調査基準価格	本件は、低入札価格調査対象工事であり調査基準価格を定める。
2 担当部署	
建設部土木課	電話 0824-62-6157
3 入札に参加する者に関する資格に関する事項	
三次市一般競争入札事務要領(平成19年三次市告示第39号)第4条の規定によるほか、次の事項のいずれにも該当するものであること。	
(1) 市内に本社・本店を有するもの。	
(2) 市税を完納しているもの。	
(3) 令和7年度三次市建設工事入札参加資格者名簿(土木一式工事)に記載されているランクがAのもの。	
(4) 令和7年度・令和8年度建設工事入札参加資格申請提出時又は最新の経営規模等評価結果通知書による土木一式工事平均完成工事高が本案件の予定価格(税抜)以上あるもの。	
(5) 過去に土木一式工事で発注された税込請負金額7000万円以上のPC橋上部工を含む工事の元請工事実績があるもの。	
※この案件の公告日から開札日までの間のいずれの日においても三次市の指名除外措置の対象となっていないものを参加対象とします。	
4 入札方法	
本件入札は電子入札システムによる。(紙、ファクシミリ等による入札は認めない。) ただし、パソコンの不調等により電子入札ができない場合、所定の手続きをとり入札最終日午後4時までに総務部財政課契約係へ入札書及び工事内訳書をそれぞれ別封筒に入れ、割り印して提出すること。	

5 入札等の日程		
(1) 仕様書閲覧期間	令和7年7月14日(月)から 令和7年7月28日(月)まで	三次市ホームページに掲載する。
(2) 質問受付期間	令和7年7月14日(月)から 令和7年7月25日(金)まで	メール等により受け付ける。回答は左記にかかわらず、随時、メール等にて行う。 (休日除く)午前9時から午後4時
(3) 入札	令和7年7月29日(火)から 令和7年7月30日(水)まで	電子入札システム 午前9時から午後4時
(4) 開札	令和7年7月31日(木)	電子入札システム 午前9時30分から午前10時00分
(5) 資格要件確認書類の提出	事後審査資料提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日まで(休日を除く。) 午前9時から午後3時まで	書面を持参又は電子入札システムにより提出 (書面を提出する場合の提出場所は、三次市総務部財政課契約係)
(注) ※ 休日とは、三次市の休日を定める条例第1条の休日をいう。		
6 資格要件確認書類		
開札手続きの終了後に、事後審査資料提出依頼書により落札候補者に対して次に掲げる資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。【提出された書類は返却しない。】 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合は、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。		
(1) 資格要件確認資料提出書(様式第3号)		
(2) 配置予定技術者に関する調書(様式第2号)		
配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事にあっては、恒常的な雇用関係を要しない。 下請負金額の総額が5,000万円以上となる場合は、土木工事業の特定建設業許可を有するものとし、配置予定技術者は土木一式工事における監理技術者とする。		
(3) 企業の施工実績		
「3 入札に参加する者に関する資格に関する事項(5)」に記載の施工実績を証明する書類(コリンズの写し等)を添付すること。		
7 入札保証金	免除	
8 工事内訳書	入札にあたっては、入札書に記載された金額の積算内訳を添付すること。	

9 落札者の決定方法

落札候補者(最低制限価格以上の価格であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。)について、工事費内訳書の確認を行う。確認の結果、適格である場合、落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者として決定するものとする。

落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合(※1の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。)は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について同様の審査を行うものとする。

- (1) この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、電子くじによって落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。

※1 次のアからウのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

ア 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

イ 資格要件の確認のために市の職員が行った指示に従わない場合

ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

- (2) 落札となるべき同価格の入札をしたものが2以上ある場合は、当該入札者の「電子くじ」によるくじ引きにより落札候補者を決定するものとする。

10 契約保証金 必要

11 その他

この工事の施工に際して、主要資材の購入又は、やむを得ず工事の一部(主体的部分を除く。)を第三者に請け負わせようとする場合は、極力三次市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注するものとする。

13 低入札価格調査について

- 低価格入札が行われた場合、落札者を保留して地方自治法施行令第167条の10又は第167条の13の規定により、調査の上、後日落札者を決定する。落札決定をしたときは、ファクシミリ等で通知する。
- (1) 7条の13の規定により、調査の上、後日落札者を決定する。落札決定をしたときは、ファクシミリ等で通知する。
- (2) 低価格入札者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない。
- (3) 低価格入札者は、事後の事情聴取(調査)に協力すること。
- (4) 低価格入札者のうち、適正な履行確保の基準に規定する要件のすべてを満たさない者は、落札者とならない。
- (5) 低価格入札者が契約者となった場合には、瑕疵担保責任の存続期間について、工事目的物の引渡しを受けた日から4年以内に延長される。
- 低価格入札者のうち三次市低入札価格調査制度事務取扱要領第7条第4項の調査を受けたものが落札者となった場合には、監理技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1人現場に配置すること。
- (6) 低価格入札者のうち三次市低入札価格調査制度事務取扱要領第7条第4項の調査を受けたものが落札者となった場合には、監理技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1人現場に配置すること。
- (7) 工事内訳書については、次のとおりとする。
- ア 工事区分、工種及び種別ごとに詳細が記載されていること。
- イ 諸経費(共通仮設費率分、現場管理費及び一般管理費)について準備費、安全費、技術管理費、現場従業員及び現場労働者の法定福利費及び人件費の金額並びに算出根拠が記載されていること。
- ウ 一般管理費以外の金額が、内訳書と相違していないこと。